平成２９年（フ）第４６７号
名古屋市千種区井上町31番地ノーブル星ヶ丘201
破産者　株式会社クワトロセイス
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９８３号
大阪市淀川区東三国５丁目１番２－805号、開始時の住所兵庫県芦屋市船戸町11番７号
破産者　山岸　信行
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５８号
神戸市中央区海岸通５番地　神戸商船三井ビル617号室
破産者　神戸創造価値研究所株式会社
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
高知県安芸市矢ノ丸２丁目10番６号
破産者　株式会社グリーンテクノ
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
北海道旭川市東４条５丁目２番３号
破産者　株式会社サカイ工務所
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２３号
東京都東久留米市前沢１丁目３番41号ドリーム・エイト107号
破産者　堀江　良子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８６５号
横浜市港北区日吉本町１丁目21番７号
破産者　タクマ建設株式会社
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３３号
静岡県浜松市中区住吉５丁目26番12号
破産者　株式会社日本シアタサービス
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８号
三重県伊賀市小田町2020番地の６
破産者　有限会社ナバーテック
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第５０３号
岡山市中区倉田91番地９
破産者　米澤登志子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２５号
岡山県玉野市宇野３丁目13番２号
破産者　内畠　幸美
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３２号
香川県高松市上林町40番地５
破産者　有限会社ハイジ
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６５３号
埼玉県新座市栄４丁目４番10号
破産者　緒方　正之（旧姓永田）
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
東京都足立区東和１丁目１番７－201号、破産手続開始時の住所さいたま市大宮区三橋４丁目975番地　シバサキ213号
破産者　田島　正通
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１１号
さいたま市南区曲本１丁目６番３号　サンタシティⅢ－201
破産者　中山　結美
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート２－305
破産者　横山　敦裕
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５４１号
札幌市中央区北６条西27丁目１番26－202号
破産者　野村　　忍
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７号
秋田県能代市落合字下大野37番地３
破産者　菊谷　範雄
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第５３５号
埼玉県所沢市大字下富658番地の６
破産者　板橋　和信
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９３号
埼玉県入間市大字新光306番地396
破産者　三宅　良二
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６４３号
横浜市保土ケ谷区上星川１丁目４番３－202号
破産者　加藤　雅章
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部